

第 6427 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 24日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 役員に対する歩合給

Q : 役員も社員と同様に歩合給を導入して、頑張った人にはたくさん給与を出してあげたいと思っているのですが、何か問題ありますか？

A : 歩合給部分は損金に算入することはできません。

【解説】

法人税法では、役員の給与のうち次のものを定期同額給与として、損金に算入することを認めています。

- ① 当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ② 一定の改定がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

つまり、損金算入の対象となる定期同額給与は、定期給与のうち当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与とされていますので、たとえ一定の算定基準に基づき、定期的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しないこととなります。

したがって、社員と同様の基準で歩合給を支給したとしても、その歩合給部分の給与は損金に算入することはできませんので注意してください。なお、その役員が使用人兼務役員で使用人としての職務に対する給与について歩合給を採用しているという場合には、その額が不相当に高額でない限り損金に算入されることとなります。 【三輪厚二税理士事務所】

